

飲食店を開業される方へ

<固定資産税（償却資産）のお知らせ>

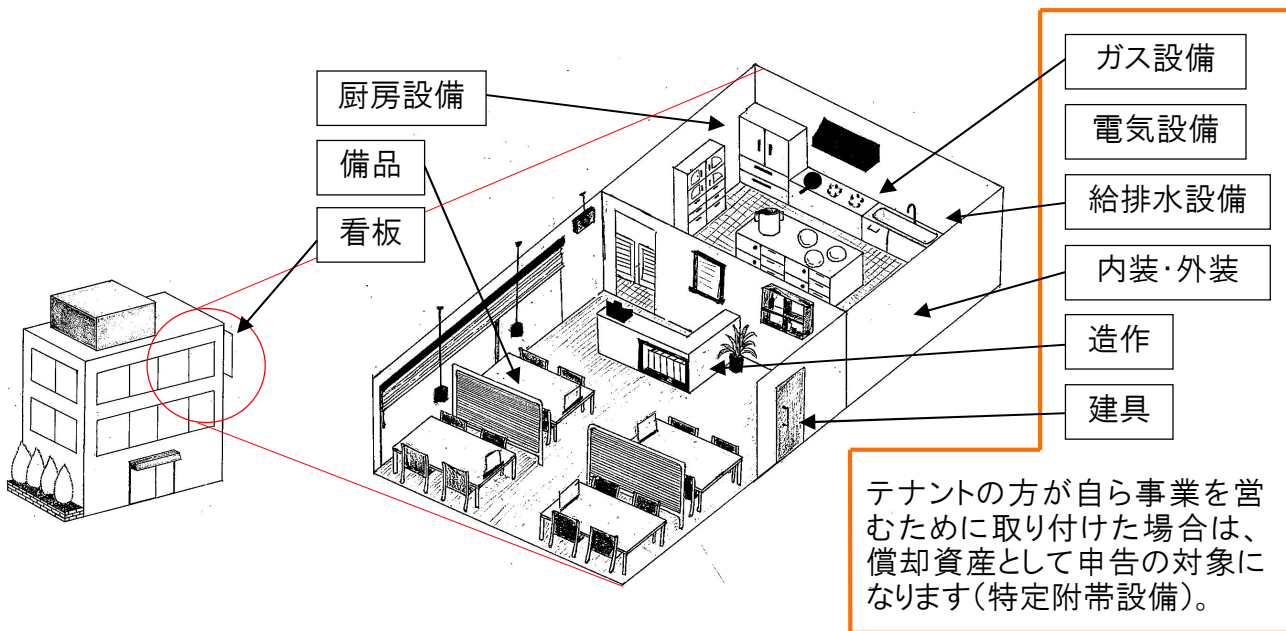
名古屋市

法人や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産を償却資産といいます。

賃貸ビルなどを借り受けて事業を行っている方（テナント）の場合、償却資産に該当する主なものを例示しますと次のようになります。



資産の種類	主なもの
構築物	屋上看板等の広告設備 など
建物附属設備 機械・装置	厨房設備、受変電設備、屋外ガス設備、屋外給排水設備 など 〔テナントの方の場合に該当するもの〕 内装（床・内壁・天井等）、外装、造作、建具、電気設備、衛生設備、 屋内ガス設備、屋内給排水設備、冷暖房設備、消火設備 など
工具・器具・備品	応接セット、ルームエアコン、パソコン、レジスター、ブラインド、 金庫、館銘看板、ネオンサイン など

特定附帯設備とは

テナントの方が自らの事業を営むために賃借した家屋に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等を特定附帯設備といいます。特定附帯設備はテナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。（地方税法第343条第10項）

（参考）建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

設備等の内容		家屋の所有関係	
		自己所有家屋	借家
単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの		償却資産	償却資産
例	受変電設備、発電設備、蓄電池設備		
	屋外給排水設備、屋外ガス設備		
	ルームエアコン、ブラインド、看板、ネオンサイン		
家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの		家屋	償却資産
例	内装(床・内壁・天井等)、外装、造作、建具		
	屋内電気設備、屋内給排水設備、衛生設備		
	冷暖房設備(家屋と構造上一体となっているもの)		

お問い合わせ先・申告書の提出先

資産が所在する区	担当する市税事務所	電話番号
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課償却資産係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL:(052)959-3309 FAX:(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	本陣市税事務所 固定資産税課償却資産係 〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) ※ささしま市税事務所は令和5年1月4日に本陣市税事務所へ移転しました。	TEL:(052)433-4028 FAX:(052)433-4066
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課償却資産係 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL:(052)324-9809 FAX:(052)324-9826

法人市民税について

法人の方は、店舗を設置した区ごとに法人市民税の均等割が課税されます。飲食店を開業した日から30日以内に、「法人の事務所事業所新設申告書」を提出していただくことになっています。申告書は、下記の市税事務所法人市民税係にご請求いただくか、名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/zaisei/page/0000075655.html>)からダウンロードできます。

担当する市税事務所
栄市税事務所 法人課税課法人市民税係 TEL:(052)959-3305